

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月3日	令和4年2月17日	福島区役所における、令和2年4月9日付決裁文書「令和2年度 広聴関係事業の実施及び同経費の支出について」には、区民モニターアンケートの実施目的として「区民の現状やニーズ等を把握し、実施事業の進捗管理や今後の区政の改善に活用するため」と記載されています。そして、この目的を「住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の方2,000名のうちアンケートの協力に同意いたされた方」を対象としたアンケートで実現しようとしています。 そこで、それを令和2年度運営方針の重点的に取り組む主な経営課題において、「区政担当に区民の意見や要望が反映されていると感じている区民の割合（区民モニターアンケートの結果を福島区民の状態をデータとして用いているということです。）は区民モニターアンケートの結果を福島区民の状態をデータとして用いているということです。福島区役所は区民アンケートについて、広聴ツールであり、統計学に基づくものではないと主張していますが、少數の標本の観測（アンケート）で福島区民全体会の状態がわかる、すなはち決裁文書に書かれているものが達成されていることが確認できる文書を公開してください。	不存在	1号	福島区役所	企画総務課 (企画推進)
令和4年2月6日	令和4年2月21日	1. 令和3年度 広聴関係事業の実施及び同経費の支出について 実施決裁文書(決裁日 : 令和3年4月1日) 2. 令和3年度 福島区民モニターアンケート結果報告書(第1回)	公開	1号	福島区役所	企画総務課 (企画推進)
令和4年2月6日	令和4年2月21日	令和3年度 大阪市福島区民モニター調査業務委託 事業請負見積書 仕様書部分(契約日 : 令和3年9月14日)	部分公開 2	1号	福島区役所	企画総務課 (企画推進)
令和4年2月18日	令和4年3月4日	福島区役所の令和3年12月17日付大福企第119号、此花区役所の令和4年1月13日付大此企第192号、中央区役所の令和4年1月6日付大中總第199号、西区役所の令和4年1月19日付大西總第51号、令和4年1月19日付大西總第57号、西淀川区役所の令和4年1月19日付大西淀總第107号、淀川区役所の令和4年1月18日付大淀總第84号、東淀川区役所の令和4年1月17日付大東淀總第61号、東成区役所の令和4年1月21日付大東成總第113号、旭区役所の令和4年1月19日付大旭企第38号、鶴見区役所の令和4年1月19日付大鶴總第17号、阿倍野区役所の令和4年1月14日付大阿總第173号、東淀川区役所の令和4年1月17日付大東淀總第61号、半田区役所の令和4年1月6日付大半企第110号、浪速区役所の令和3年12月17日付大浪總第26号の各別明書に次の記載があります。 「各調査によって得られたデータは、母集団の代表となることは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な問連情報と合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しておられます。各区域における令和2年度運営方針のアウトカム指標などの評価があり、区民アンケートの結果と合わせて使用した「様々な問連情報」を公開してください。また、アウトカム指標の達成状況などの判断における「総合的な判断」の内容がわかる文書を公開してください。 ※浪速区にあっては弁明書の記載で「区民アンケートについては統計学上の母集団の復元、推計は目的としておらず、当該アンケートの測定値についても母集団の代表にならなければなりません」ということを認識してあります。これは、令和4年2月17日付大浪總第26号(大浪企第42号)において「不存在の理由として示されている「区民アンケートについては統計学上の母集団の復元、推計は目的としておらず、当該アンケートにより取得したデータについては、母集団の代表にならなければなりません」ということを認識した上で、必要に応じて様々な問連情報と合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することを前提としていることから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」と同じ意味のものであると認められます。ここで言う「様々な問連情報」、「総合的な判断」について、上記文書を公開してください。	不存在	1号	福島区役所	企画総務課 (企画推進)
令和4年2月22日	令和4年3月8日	令和2年度 委託料支出一覧 (ただし、福島区保有分)	公開	1号	福島区役所	企画総務課 (総務)
令和4年2月23日	令和4年3月8日	1. 福島区民モニター調査結果報告書(第1回) <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushima/cmfiler/content/0000549/549611/R3_1_houkokuusyo.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushima/cmfiler/content/0000549/549611/R3_1_houkokuusyo.pdf</a> について、1ページの「（3）本報書の見方」に「調査結果は、『区民全体会の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」との記載があります。 令和3年度福島区運営方針の重点的に取り組む主な経営課題には次の記載があります。 「めざす状態」「身近な地域の中で、『声かけ』『見守り』『助け合い』を実感できる状態」「アウトカム（成果）指標（めざす状態を数値化した指標）」「身近な地域でのつながりに関する肯定的につける区民モニター調査回答者の割合：60%」 「アウトカム指標」については市長改革室が策定した運営方針策定要領に次の通り記載されています。「めざす状態を客観的に測定できるよう数値化した指標として、目標年次とともに記載してください。」 また、「運営方針の手続き」には次の通り記載されています。 「[1]めざす状態とアウトカム（成果）の関係は？ 3～5年間を前提に、既存する課題によって実現します。経営課題欄で設定してめざすべき将来に近づいた状態等を、めざす状態として設定し、その状態を客観的に測定できるよう数値化した指標としてアウトカム指標として設定しますので、一般的には、アウトカム指標はめざす状態に包含されています。」 「めざす状態」に記載された内容の対象が福島区全体会を対象とするものである今は言ふまでではありません。そして、その「めざす状態」を「客観的に測定できるよう数値化した指標」であるアウトカム指標が福島区全体会の状態を表すものでなければならないことも明白です。 つまり、「身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民モニター調査回答者の割合」とされているアウトカム指標は、福島区全体会の状態を判断できるものでなければならないがであります。報告書では「調査結果は、『区民全体会の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」と記載され、明確に矛盾しています。 この点について、整合性がある文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 2. 令和4年2月17日付大浪總第134号には、存在の理由として次の通り記載されています。 「[区民モニター調査]では、調査仕様においては統計学に基づいた手引きを求めておらず、調査によって取得したデータは母集団の代表にならっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な問連情報と合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用することを前提としていることから、少數の標本の観測で福島区全体会の状態がわかる公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」 3. 令和2年4月9日付決裁文書「令和2年度広聴関係事業の実施及び同経費の支出について」に記載された事業目的「区民の現状やニーズ等を把握し、実施事業の進捗管理や今後の区政の改善に活用するため」について、ここに記載されている「区民」は福島区全体会を指すことは明白であるところ、令和2年度の区民モニター調査報告書にも「調査結果は、『区民全体会の状況』を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」と記載されています。 このような区民モニター調査の結果が、(福島区全体会の現状やニーズを表している)いうことが分かる文書を公開してください。 区民モニター調査の結果が、「あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまります。」というものであれば、そのような区民のごく一部のデータで、「実施事業の進捗管理や今後の区政の改善に活用する」ことができるということが分かる文書を公開してください。 b. 令和2年度運営方針の重点的に取り組む主な経営課題には次の記載があります。 「アウトカム指標の達成状況」 「自分でできる災害時の備え（自助）や地域住民同士による助け合い（共助）の重要性について認識していると答えた区民モニター調査回答者の割合：77.3%」 「個別」 「合」 この例のように、指標の達成状況の判断にあたり、区民モニター調査の結果と合わせて用いた「様々な問連情報」を公開してください。また、「総合的な判断」の内容が分かる文書を公開してください。	不存在	1号	福島区役所	企画総務課 (企画推進)